

厚生労働大臣の定める揭示事項

(令和8年6月1日現在)

当院は、厚生労働省の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【入院料に関する事項】

当院の入院病棟では、2階・3階ともに1日12人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と5人以上の看護補助者が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は下記の通りです。

○朝9時～夕方17時まで	看護職員1人あたりの受け持ち数は7人以内です。 看護補助職員1人あたりの受け持ち数は17人以内です。
○夕方17時～朝9時まで	看護職員1人あたりの受け持ち数は25人以内です。 看護補助職員1人あたりの受け持ち数は50人以内です。

【九州厚生局への届出事項】

1. 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

① 基本診療料

- ・回復期リハビリテーション病棟入院料1
回復期リハビリテーション強化体制加算
- ・地域包括ケア病棟入院料1
看護補助体制充実加算2
リハビリテーション・栄養・口腔連携加算
- ・医師事務作業補助体制加算2(75:1)
- ・感染対策向上加算3
連携強化加算
サーベイランス強化加算
- ・医療安全対策加算2
医療安全対策地域連携加算2
- ・診療録管理体制加算2
- ・入退院支援加算1
入院時支援加算
地域連携診療計画加算
総合機能評価加算
- ・認知症ケア加算2
- ・機能強化加算
- ・データ提出加算1・3
- ・協力対象施設入所者入院加算
- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・排尿自立支援加算
- ・身体拘束最小化推進体制加算
- ・電子的診療情報連携整備加算2
- ・包括的充実体制加算

③ 歯科(基本診療料)

- ・初診料(歯科)の注1に掲げる基準
- ・歯科外来診療感染対策加算1
- ・歯科外来診療安全対策加算1
- ・電子的歯科診療情報連携体制整備加算1

⑤ その他

- ・酸素単価
- ・入院時食事療養(Ⅰ)

② 特掲診療料

- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・運動器リハビリテーション(Ⅰ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・薬剤管理指導料
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・機能強化型・連携型の在宅療養支援病院
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・胃瘻造設術
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・外来排尿自立指導料
- ・電子的診療情報評価料
- ・二次性骨折予防継続管理料2・3
- ・入院ベースアップ料78
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・在宅医療DX情報活用加算1
- ・介護保険施設等連携往診加算
- ・救急患者連携搬送料2
- ・持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ・摂食嚥下機能回復体制加算1

④ 歯科(特掲診療料)

- ・有床義歯咀嚼機能検査1の口及び咀嚼能力検査
- ・在宅患者歯科治療時医療管理料
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・歯科治療時医療管理料
- ・在宅歯科医療推進加算
- ・CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- ・在宅療養支援歯科病院
- ・口腔機能実地指導料

2. 当院では、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事が適時(夕方は6時以降)、適温で提供されています。